選 択 約 款 変 更 届 出 書

客 営 運　第317号
平成26年１月15日

経済産業大臣　茂　木　敏　充　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成26年３月１日

別　紙

口座振替割引契約

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

1　目　　的

この選択約款は，料金の回収コストを低減することにより，効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2　選択約款の届出および変更

（1）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（2）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（3）　当社は，電気供給約款（平成26年１月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

3　適 用 条 件

供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランもしくは低圧高負荷契約として電気の供給を受け，次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（1）　料金の支払方法

イ　料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。

ロ　口座振替が支払義務発生日から当社の指定する１回目の振替日で完了すること。

（2）　料金の振替結果のお知らせ

料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。

4　契約の成立

この選択約款の契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5　料　　金

（1）　各月の料金は，前月の料金を３（適用条件）に定める方法により支払われた場合には，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって算定された早収料金の場合の金額から（２）の口座振替割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

（2）　口座振替割引額

口座振替割引額は，１月につき次の金額といたします。

なお，口座振替割引額は，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータイム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって算定された早収料金の場合の金額を上回らないものといたします。

１契約につき	54円00銭

（3）　直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，（２）の口座振替割引額は適用いたしません。

6　そ　の　他

（1）　この選択約款を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。

（2）　この選択約款に定めのない規定については，供給約款の従量電灯にかかわる規定または時間帯別電灯，ファミリータイム〔プランⅠ〕，ファミリータ

イム〔プランⅡ〕，電灯ピークシフトプランもしくは低圧高負荷契約の定めるところによるものといたします。

附　　則

1　実 施 期 日

この選択約款は，平成26年３月１日から実施いたします。

2　この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

（１）　平成26年３月31日までは，変更前の選択約款の口座振替割引契約（平成25年５月31日届出。）を適用いたします。ただし，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，供給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）または選択約款の時間帯別電灯（平成26年１月15日届出。）別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金），ファミリータイム〔プランⅠ〕（平成26年１月15日届出。）別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金），ファミリータイム〔プランⅡ〕（平成26年１月15日届出。）別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金），電灯ピークシフトプラン（平成26年１月15日届出。）別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）もしくは低圧高負荷契約（平成26年１月15日届出。）別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じて適用いたします。

（２）　平成26年４月１日以降は，この選択約款を適用いたします。

3　消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年８月22日法律第68号）第５条第２項の適用を受ける，平成26年３月31日以前から需給契約が継続し平成26年４月１日から平成26年４月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年４月１日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年５月１日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年３月13日政令第56号〕第４条第３項で定める部分に限ります。）の算定に

おける口座振替割引額については，５（料金）（２）にかかわらず，次のとおりといたします。

１契約につき	52円50銭

電気事業法施行規則第26条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

３　料金の算定説明

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成26年１月15日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成25年５月31日届出の口座振替割引契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

（１）　電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

（２）新旧料金率比較表

現　行　料　金		改　定　料　金	
単　位	口座振替割引額	単　位	口座振替割引額
1契約につき	円 銭 52.50	1契約につき	円 銭 54.00

附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）

現　行　料　金		新　設　料　金	
単　位	口座振替割引額	単　位	口座振替割引額
		1契約につき	円 銭 52.50

３　料金の算定説明

料金率は，「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。